

第3期長井市障がい者福祉計画



令和2年3月
長井市

目 次

第1章 計画策定の概要

1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 計画期間	1

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 社会の動き	2
2 本市の現状	4
3 前計画の振り返り	14

第3章 計画の方向性

1 基本理念	21
2 基本目標と具体的施策	21
3 施策体系	30
4 計画の体系	31

第4章 計画の推進

1 計画の普及・啓発	33
2 計画の推進体制	33
3 計画の進行管理	33

《資料編》

主な用語解説

長井市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱等

この計画において、法令や関連した法令間で共通して使用すべき用語等については「障害」を、人や人の状況を表す場合は「障がい」を用いています。

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

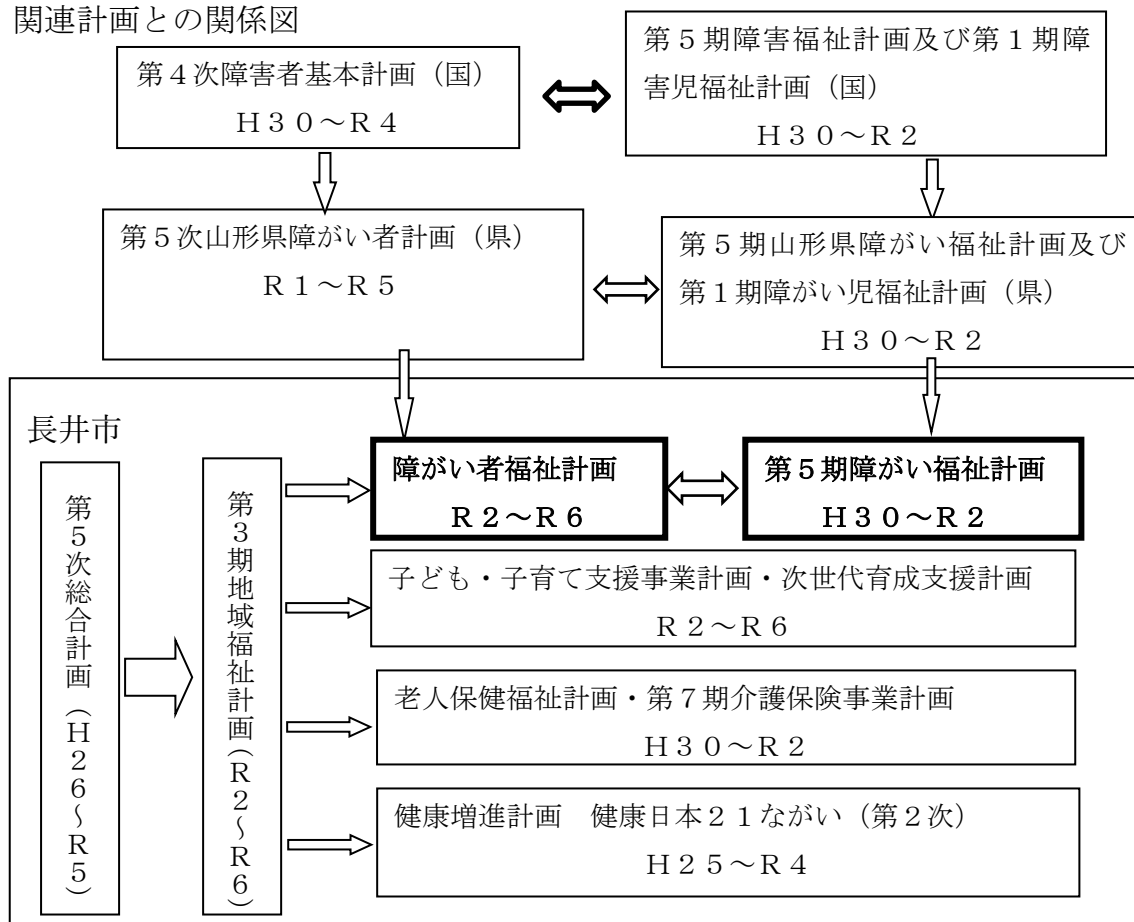
本市では、平成27年3月に「長井市障がい者福祉計画（計画期間：平成27～31年度）」及び「第4期長井市障がい福祉計画（計画期間：平成27～29年度）」を策定し、障がい者の福祉施策の充実に努めてきました。平成30年3月には、社会情勢に合わせて見直し作業を行いながら「第5期障がい福祉計画（計画期間：H30～令和2年度）」を策定し、令和2年度における成果目標を設定しながら、達成に向け各事業に取り組んでいます。

この計画は、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正などの動きを踏まえながら、上位計画である長井市第五次総合計画で目指す姿「市民一人ひとりが安心して暮らせるまち」を実現するための指針として改めて策定するものです。

2 位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。また、この計画は、長井市第五次総合計画の部門計画であり、国の「障害者基本計画（第4次）」、県の「第5次山形県障がい者計画」等、既存の各種関連計画との整合性を図りながら本市の障がい者福祉施策の基本方針を明らかにするものです。

関連計画との関係図



3 計画期間

この計画の期間は、令和2年を初年度として令和6年度までの5か年とします。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 社会の動き

(1) 法律の変遷と障がい者の権利擁護について

平成18年に国連総会において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。日本では、平成19年にこの条約に署名してから平成26年の批准に至るまで、同条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきました。具体的には、障がい者の定義が見直されるとともに差別の禁止などが盛り込まれた障害者基本法の改正（平成23年施行）、障がいのある方への虐待の禁止を定めた「障害者虐待防止法」（平成24年施行）、障がい者就労施設等からの物品等の調達について国や地方公共団体の責務を定めた「障害者優先調達推進法」（平成25年施行）などが整備されました。「障害者総合支援法」（平成25年施行）では、基本的人権を有する個人としての尊厳を明記し障がい者の定義に難病等が追加されるなど、サービスの対象者や供給するサービスも拡大しています。

また、近年では障害者基本法の基本原則「差別の禁止」を具体化するため「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」や「合理的配慮の提供」などを定めた「障害者差別解消法」（平成28年施行）が施行され、障がいのある方の権利擁護の取り組みが一層強化されることが期待されています。

● 国の障がい者制度に関わる動き

法制度等の動き	主な内容
「障害者差別解消法」の施行 (平成28年4月)	・差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） ・差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施等）
「障害者雇用促進法」の改正 (平成28年4月、一部平成30年4月施行)	・雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加
「精神保健福祉法」の改正 (平成26年4月、一部平成28年4月施行)	・医療提供を確保するための指針の策定 ・保護者制度の廃止
「障害者総合支援法」の改正 (平成30年4月、一部平成28年6月施行)	・重度訪問介護の訪問先の拡大 ・就労定着支援・自立生活援助の創設 ・サービス提供者の情報公開制度の創設

「児童福祉法」の改正 (平成30年4月、一部平成28年6月施行)	・居宅訪問型児童発達支援の創設 ・保育所等訪問支援の支援対象の拡大 ・障害児福祉計画に関する規定の創設 ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援の明文化
「発達障害者支援法」の改正 (平成28年6月施行)	・障害者基本法の基本的な理念にのっとることを規定 ・相談体制の整備の規定を創設
「障害者基本計画（第4次）」の策定 (平成30年6月)	・計画期間：平成30年度から5年間 ・政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画 ・共生社会の実現に向けて障がい者の自己実現を支援
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定 (平成30年6月)	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定を規定 ・文化芸術の鑑賞の機会の拡大 ・文化芸術の創造の機会の拡大

● 山形県の動き

条例等の動き	主な内容
山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の制定 (平成28年3月)	・県の責務、県民・事業者の役割を規定 ・障がいを理由とする差別に関する相談体制
山形県手話言語条例の制定 (平成29年3月)	・県の責務、県民・ろう者・手話通訳者・事業者の役割を規定 ・手話に係る環境整備について規定
山形県障がい福祉計画(第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画)の策定 (平成30年3月)	・計画期間：平成30年度から3年間 ・障がい福祉サービス等の提供体制の確保及び円滑な実施に関する計画 ・児童福祉法に基づき障がい児福祉計画を一体として策定
第5次山形県障がい者計画の策定 (令和元年8月)	・計画期間：令和元年度から5年間 ・障がい者の自立及び社会参加を支援する施策を総合的に推進する計画

(2) 東日本大震災等災害の発災

平成23年に発災した東日本大震災では、想定をはるかに超える甚大な被害が発生し、多くの障がい者の生活が一変しました。障がい者等の要配慮者について、情報伝達や避難支援、避難生活等、様々な場面で障がい特性に応じた対応を受けることが困難だったことなど多

くの課題が表出しました。そのような課題を踏まえて、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者（要配慮者のうち災害時の避難に特に支援を要する者）の名簿をあらかじめ市町村が作成するとともに、本人の同意を得て地域の支援者（消防機関や民生委員等）と情報を共有し円滑かつ安全な避難を確保することが規定されました。

（３）東京オリンピック・パラリンピックの開催

この計画の計画期間中には、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されています。政府においては、来る2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、心のバリアフリー及びまちづくりの分野における施策を「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）として取りまとめ、障がい者の視点を反映しながら障がい理解を広げるための様々な取り組みが進められています。

２ 本市の現状

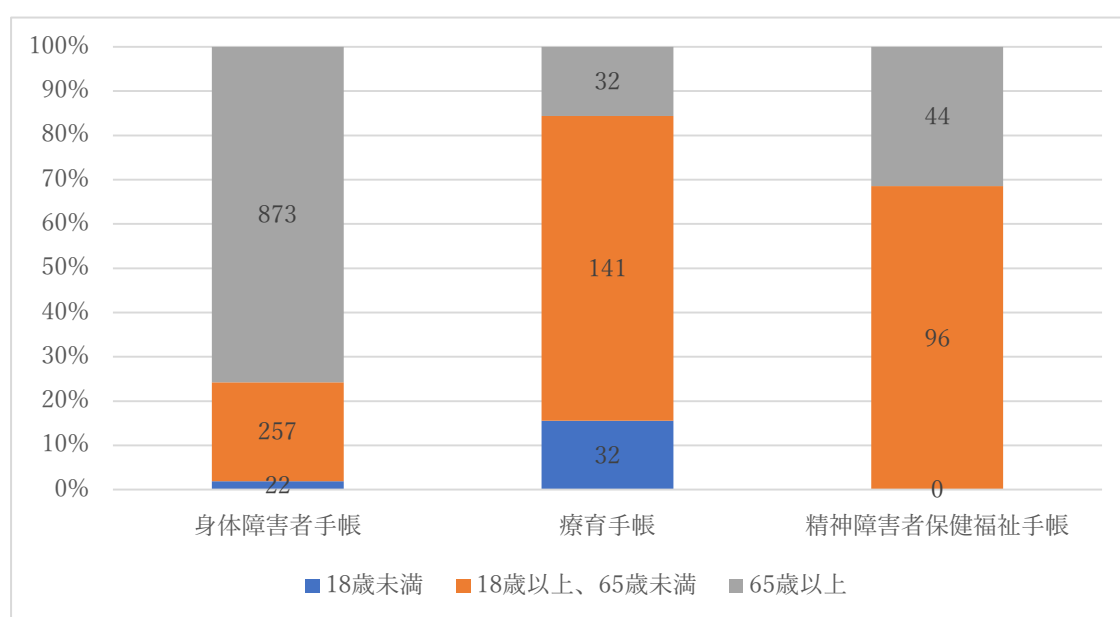
① 障がい者等の状況

１ 障害者手帳所持者数と年齢構成

本市の障害者手帳所持者数は平成31年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は1,152人、療育手帳所持者は205人、精神障害者保健福祉手帳所持者が140人であり、人口に占める割合はそれぞれ4.30%、0.77%、0.52%です。

各障害者手帳所持者の年齢構成を見ると、身体障害者手帳所持者では75.8%が65歳以上の高齢者となっていますが、療育手帳所持者では63.8%が、また精神保健福祉手帳所持者においては68.6%が18歳以上から65歳未満の年齢層となっています（参考：平成31年3月31日現在 長井市人口 26,740人）。

年齢別障害者手帳所持者数及び構成（手帳別） 平成31年3月31日現在



※数字は所持者実数

《資料 長井市福祉あんしん課》

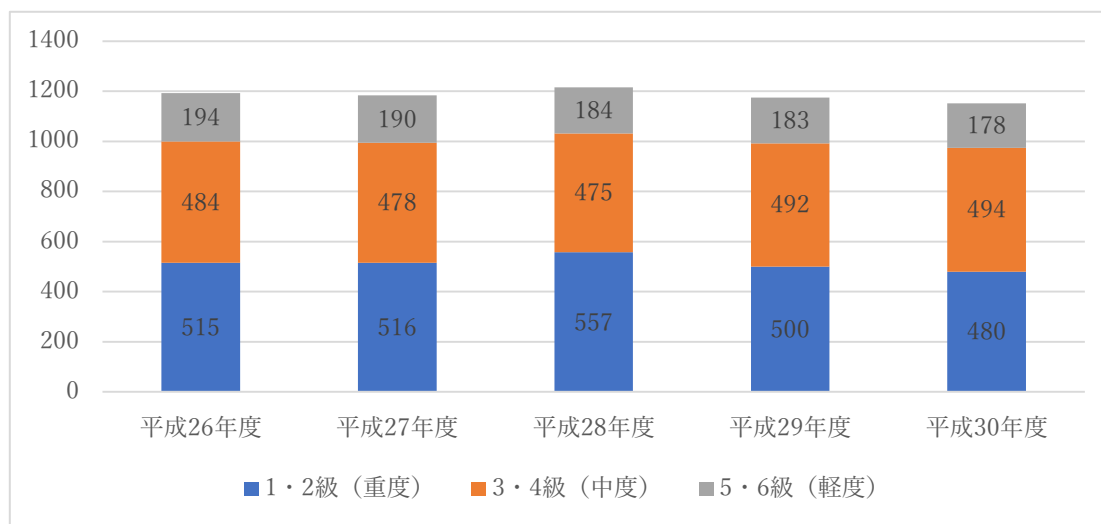
2 身体障がい者の状況

身体障害者手帳は、視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由・心臓・腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能、肝臓に障がいがある人に交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となります。

市内における身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいの傾向にあり、等級別にみると重度（１・２級）の障がいのある人が４１．７％を占めています。障がい別では肢体不自由の方が減少傾向にあるものの、内部の障がいのある人が増えている傾向があります。

身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

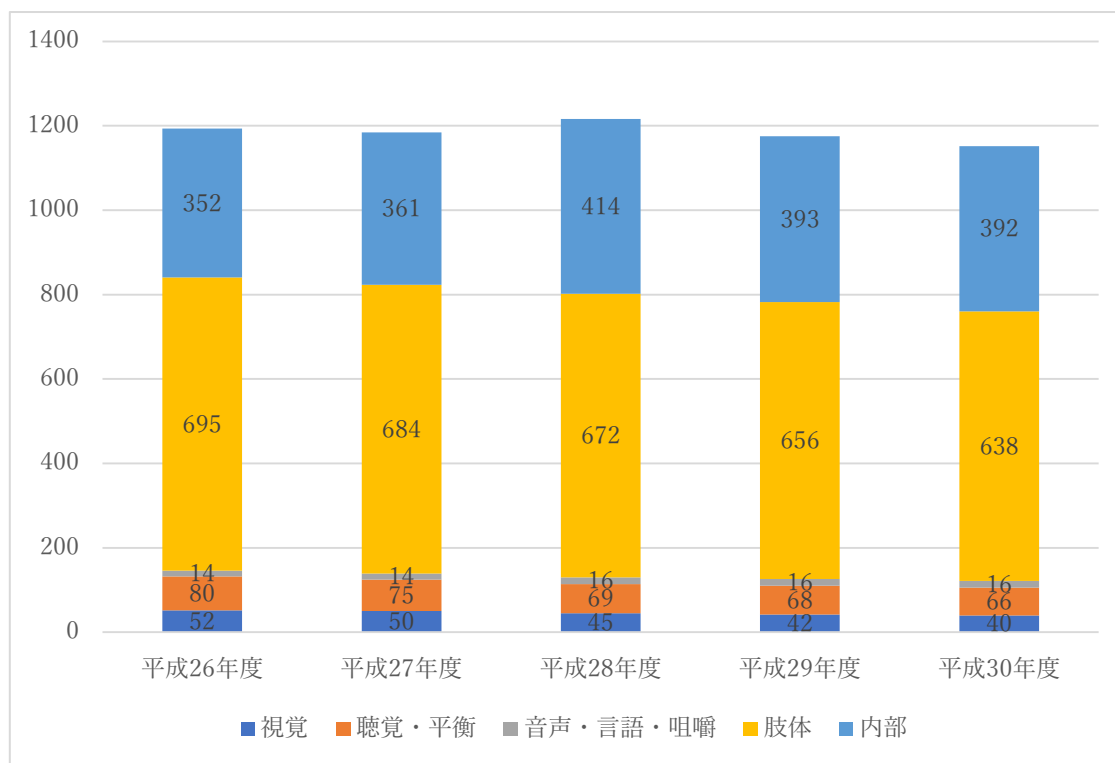
単位：人



《資料 長井市福祉あんしん課》

身体障害者手帳所持者の推移（障がい別）

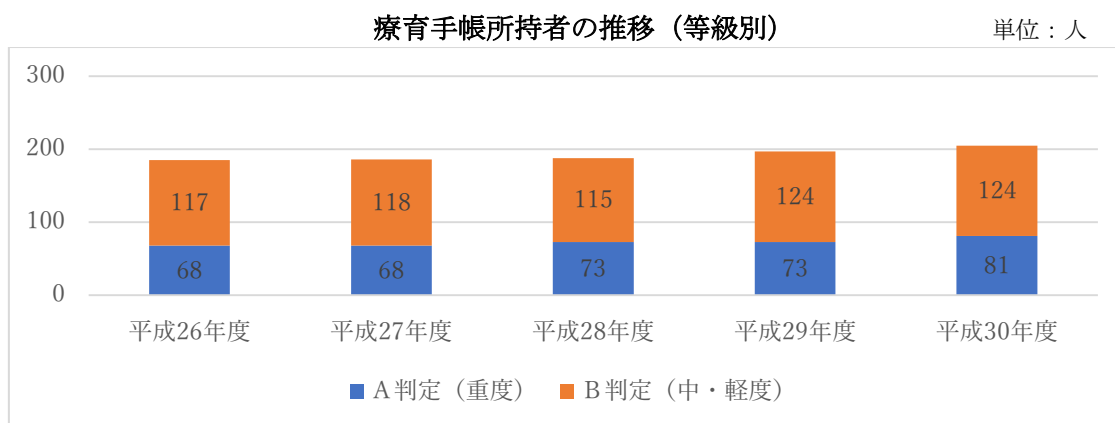
単位：人



《資料 長井市福祉あんしん課》

3 知的障がい者の状況

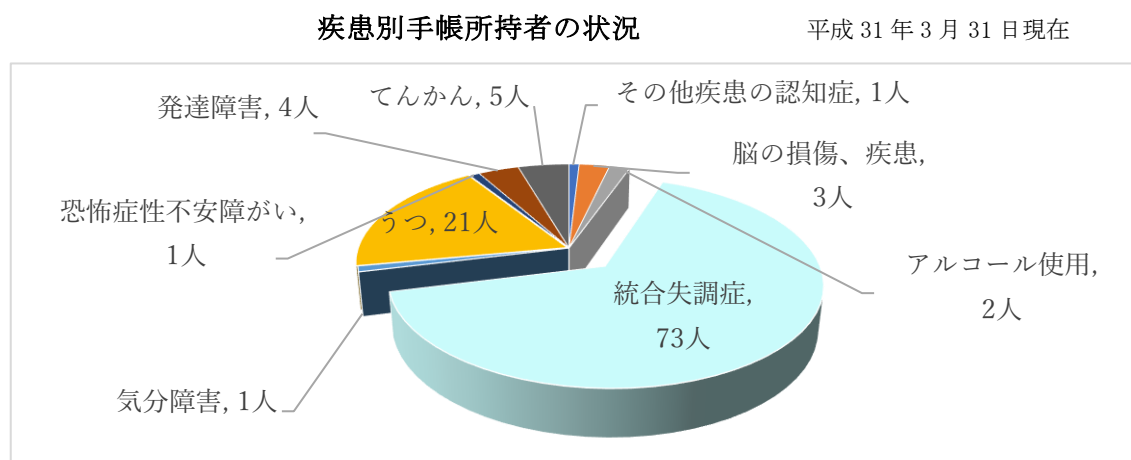
療育手帳は、知的に障がいのある人への一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、中央児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された方に交付されます。



《資料 長井市福祉あんしん課》

4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、何らかの精神疾患のために長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人を対象としており、精神疾患として、統合失調症、躁うつ病、てんかん、自閉や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がい、高次脳機能障がい、薬物やアルコールによる急性中毒及びその依存症などの障がいがあります。



精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 単位：人 平成 31 年 3 月 31 日現在

年度\障がい	1 級	2 級	3 級	計
平成 26	44	51	29	124
27	45	44	30	119
28	41	54	42	137
29	40	53	44	137
30	43	51	37	140

《資料 長井市福祉あんしん課》

5 障がい児の就学状況

平成29年4月に、米沢養護学校西置賜校が開校し、米沢養護学校長井校に中学部が開設されました。（米沢養護学校の分校である長井校（小・中）と西置賜校（高）については、緊急対応のための暫定的設置）特別支援学級は小中学校あわせて14学級あり、29人の児童が在籍しており、加えて通級指導教室には22名の児童が指導を受けています。

特別支援学校在籍者の状況

令和元年7月現在

学校名	学部	身体障がい	知的障がい
県立米沢養護学校	小学部		
	中学部		2人
	高等部		
県立米沢養護学校長井校	小学部		7人
	中学部		2人
県立ゆきわり養護学校	小学部	2人	
	中学部	4人	
県立山形聾学校	高等部	1人	

《資料 長井市教育委員会》

特別支援学級数と在籍児童数

令和元年7月現在

学校名	知的学級数 (児童数)	情緒学級 (児童数)	通級指導教室 (児童数)	
小学校	3学級 (7人)	5学級 (10人)	21人 (言語障がいのみ)	
中学校	知的学級数 (生徒数)	情緒学級 (生徒数)	通級指導教室 (生徒数)	難聴学級 (生徒数)
	3学級 (8人)	2学級 (3人)	1学級 (1人)	1学級 (1人)

《資料 長井市教育委員会》 6

6 障がい者の雇用・就業状況

平成26年6月1日現在のハローワーク長井管内における、従業員数50人以上の民間企業45社の障がい者雇用の状況をみると、雇用されている障がい者数は77人（実人数）、実雇用率は1.33%となっていましたが、平成30年6月1日現在では雇用されている障がい者数101.5人、実雇用率1.62%と改善が見られます。

しかしながら、法定雇用率2.2%には達しておらず、地域における関係機関等とのネットワークを活用し、関係者による情報交換や各種研修等の開催を通じ、障がい者の就労の場の確保が必要です。

民間企業における障がい者の雇用状況

平成30年6月1日現在

従業員数	① 企業数 (企業)	② 労働者数 (人)	③ 障がい者数 (人)	実雇用率 (%) (③÷②×100)
45. 5人～ 99人	23	1,589.5	19.5	1.23
100人～199人	14	1,865.0	34.5	1.85
200人～299人	4	832.5	18.0	2.16
300人～499人	2	728.5	11.5	1.58
500人以上	2	1,252.5	18.0	1.44
計	45	6,268.0	101.5	1.62

*法定雇用率 2.2% 短時間労働者は原則 1 人を 0.5 人としてカウント。重度身体障がい者、重度知的障がい者は 1 人を 2 人としてカウント。短時間重度身体障がい者、重度知的障がい者は 1 人としてカウント。

民間企業における障がい者の業種別雇用状況

平成30年6月1日現在

調査項目 業種	調査 企業数	基礎 労働者数	障害者 雇用率	身体 障害者数	知的 障害者数	精神 障害者数
建設業	*	*	*	*	*	*
製造業	26	3,607.0	1.57	43.5	12.0	1.0
金融・保険	*	*	*	*	*	*
運輸・通信	*	*	*	*	*	*
卸・小売業	4	412.0	1.21	4.0	1.0	0.0
医療、福祉	8	1,107.0	2.12	15.0	4.0	4.5
サービス業	2	139.5	0.36	0.0	0.5	0.0
その他の業種	*	*	*	*	*	*
合計	45	6,268.0	1.62	73.5	22.5	5.5

民間企業における障がい種類別就職状況

単位：人 平成30年6月現在

	身体	知的	精神	計
専門職	4	1	2	7
事務職	3	0	2	5
運転職	0	0	2	2
軽作業職	2	1	1	4
製造職	6	3	4	13
業務員職	0	2	9	11
建設作業職	0	1	0	1
計	15	8	20	43

《資料 ハローワーク長井》

② 保健・医療・福祉サービスの状況

障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、障がいのある人の抱える問題に適切に応える相談サービスや、必要な情報が十分に提供されるとともに、在宅生活を支援する各種の保健・医療・福祉サービスの充実が不可欠です。

本市では居宅介護・生活介護・就労継続支援等の障害福祉サービスを提供する自立支援、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援、自立支援（更生・育成）医療の給付や補装具費の支給を実施しています。また、地域の実情に即した地域生活支援事業を実施しています。

1 障害福祉サービス及び障害児通所支援の状況

障害福祉サービスは、障がいの種類に合ったサービスの追加や改編が行われ、より使いやすくなりました。また、平成24年度以降、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、利用者負担の軽減や障がい者の定義に発達障がいや難病が加わり、児童のサービスについては、児童福祉法に基づき実施されることになり、よりきめ細かなサービスが提供されるようになりました。令和元年7月現在、難病の対象疾患は361まで拡大しました。

2 自立支援（更生・育成）医療給付の状況

本市では身体に障がいのある人の障がいを取り除き又は軽減し、あるいは障がいの進行を防ぎ自立促進に努めるため医療を給付しています。

① 更生医療給付

5年前に比べ申請件数は増加しています。（前回平均52人→今回平均79人）

単位：人

年 度	肢体不自由	心臓機能障害	腎臓機能障害	計
平成26	20	17	38	75
平成27	9	25	43	77
平成28	8	23	51	82
平成29	13	20	57	90
平成30	4	25	43	72

《資料 長井市福祉あんしん課》

② 育成医療給付

前回平成25年度（4人）から大きく変わっていません。

単位：人

年 度	そしゃく 機能障害	心臓 機能障害	視覚障害	その他	計
平成26	1	2	0	0	3
平成27	1	2	0	1	4
平成28	2	1	0	3	6
平成29	1	3	1	1	6
平成30	1	2	-1	1	5

《資料 長井市福祉あんしん課》

3 補装具費支給の状況

耐用年数を経過した車いすの再交付や、劣化によるタイヤ交換等の修理が増加傾向にあります。

単位：件

種目 年度		義 手	義 足	装 具	座 位 保 持 装 置	盲 人 安 全 つ え	補 聴 器	車 い す	電 動 車 い す	そ の 他	計
平成26	購	1	0	10	1	1	6	6	3	2	30
	修	0	1	1	1	0	0	9	1	0	13
平成27	購	0	4	6	4	2	6	4	1	2	29
	修	0	2	0	5	0	2	17	2	1	29
平成28	購	0	0	14	1	0	2	4	0	4	25
	修	2	3	1	2	0	2	9	1	0	20
平成29	購	1	1	8	8	0	6	8	0	3	35
	修	1	4	2	2	0	3	13	1	0	26
平成30	購	0	3	10	8	0	7	14	1	0	43
	修	1	4	1	5	0	5	12	0	0	28

《資料 長井市福祉あんしん課》

4 日常生活用具給付の状況（地域生活支援事業）

本市では身体に障がいのある人に対し、日常生活を容易にするための用具を給付しています。

年度	平成26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
介護訓練支援用具（特殊寝台、体位変換器、入浴担架、訓練いす等）	4	2	2	0	3
自立生活支援用具（入浴補助用具、T字状・棒状のつえ、便器、火災報知器、頭部保護帽	7	6	6	3	5
在宅療養等支援用具（透析液加温器、吸入器、電気式たん吸引器、盲人用体重計等）	3	7	5	6	4
情報・意思疎通支援用具（情報・通信支援用具、点字器、拡大読書器、盲人用時計等）	5	1	4	0	1
排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ等）	534	481	486	470	520
住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	1	1	2	0	1
計	554	498	505	479	534

《資料 長井市福祉あんしん課》

5 タクシー券交付の状況

市独自事業として障がいのある人の社会参加を促進するためタクシー料金の一部を助成しています。平成29年度からは交付対象者を拡充しています。5年前に比べて交付枚数、利用枚数、利用率のいずれもが減少傾向にあります。

年度	交付人数（人）	交付枚数（枚）	利用枚数（枚）	利用率（％）
平成 26	63	1,512	1,096	72.6
平成 27	51	1,224	885	72.3
平成 28	57	1,368	1,077	78.7
平成 29	59	1,368	999	72.3
平成 30	66	1,476	1,030	69.8

《資料 長井市福祉あんしん課》

6 各種手当の給付状況

（ア） 特別児童扶養手当

心身に障がいのある20才未満の児童を養育している人に、障がいのある児童の生活向上に寄与するために支給しています。（障害年金受給の場合除く。所得制限あり）

対象児童数 1級 27人 対象児童数 2級 28人 計 55人

平成 31 年 3 月 31 日現在 単位：人

区分 年度	受給者 (世帯)	身 体		知 的		重 複
		外 部	内 部	知 的	精 神	
平成 26	7 3	1 1	5	3 8	2 0	1
平成 27	7 1	1 0	3	3 7	2 2	1
平成 28	6 5	9	3	3 3	2 0	0
平成 29	6 2	1 1	2	3 1	1 9	0
平成 30	5 4	1 0	1	2 9	1 5	0

《資料 長井市子育て推進課》

(イ) 障害児福祉手当

20才未満で心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅児本人に支給します。(所得制限あり)

(ウ) 特別障害者手当

20才以上で心身に最重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅者（長期入院者を除く）本人に支給しています。(所得制限あり)

7 障がい者支援施設入所等の状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

事業所	人 数 (人)
山形県立総合コロニー希望が丘ひめゆり寮 (川西町)	7
山形県立総合コロニー希望が丘しらさぎ寮 (川西町)	7
山形県立総合コロニー希望が丘まつのみ寮 (川西町)	3
山形県立総合コロニー希望が丘あさひ寮 (川西町)	3
山形県立総合コロニー希望が丘こだま寮 (川西町)	2
山形育成園 (上山市)	1
障害者支援施設白鷹陽光学園 (白鷹町)	2
しょうがい者支援施設栄光園 (米沢市)	5
しょうがい者支援施設松風園 (米沢市)	1
障がい者支援施設山形県リハビリセンター (山形市)	1
障がい者支援施設南陽の里 (南陽市)	8
障がい者支援施設すげさわの丘 (山形市)	1
山形県立梓園 (米沢市)	3
独立行政法人国立病院機構山形病院 (山形市)	1
独立行政法人国立病院機構米沢病院 (米沢市)	2

*人数は長井市出身の人数 《資料 長井市福祉あんしん課》

8 相談支援事業の現状

平成29年、30年を比較すると、障がい者等の利用者数が伸び、支援件数も増加しています。

平成29年度

障がい者等の利用者数

	者・児 の別	実人数	身体	重症 心身	知的	精神	発達	高次 脳機能	その他
人数	障がい者	102	31	0	49	43	2	0	9
	障がい児	31	7	0	15	0	0	0	12
	計	133	38	0	64	43	2	0	21

支援方法

種別	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
人数	310	256	54	1,470	254	64	749	4	3,161

支援内容

種別	サービス利用	障がい・ 病状への 理解	健康・ 医療	不安解 消・情緒 安定	保育・ 教育	人間関 係	家計・ 経済	生活技 術	就労
件数	1,968	46	206	99	96	162	70	37	66
種別	社会参 加・余暇	権利擁 護	その他	計					
件数	23	1	387	3,161					

《資料 長井市福祉あんしん課》

平成30年度

障がい者等の利用者数

	者・児 の別	実人数	身体	重症 心身	知的	精神	発達	高次 脳機能	その他
人数	障がい者	122	23	0	68	42	2	1	14
	障がい児	39	11	0	20	1	1	0	14
	計	161	34	0	88	43	3	1	28

支援方法

種別	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
人数	411	350	78	1,756	207	93	1,279	3	4,177

支援内容

種別	サービス利用	障がい・ 病状への 理解	健康・ 医療	不安解 消・情緒 安定	保育・ 教育	人間関 係	家計・ 経済	生活技 術	就労
件数	2,933	96	276	122	221	263	47	15	51
種別	社会参 加・余 暇	権利擁 護	その他	計					
件数	26	11	116	4,177					

《資料 長井市福祉あんしん課》

3 前計画の振り返り

第2期計画における主な取り組みについて、実施状況と課題を整理します。

1 啓発活動、ボランティア活動及び障がい者団体の育成

◇実施状況

①障がい者理解のための啓発の推進については、「広報ながい」や長井市社会福祉協議会発行の「社会福祉協議会だより」でイベントや制度の紹介をしてきました。また、平成30年度には地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業の活用により、パンフレット「きらきらにっこり笑顔」を発行し、各障がい者福祉施設における利用者の活動の様子を広く市民にお知らせしました。

平成31年3月には「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を山形県内でも早い時期に制定し、障がいを理由とする差別の解消へ向けた強い意志を示しました。

②ボランティア活動の推進については、視覚に障がいのある人への支援をしている「つゆ草の会」、手話サークル「陽だまり」、就労継続支援B型事業所「フラワーほっと」などの支援をしているグループ「花暖」、福祉支援センターすぎなの支援をしている「つくしの会」などのボランティア団体が継続して活動を行っています。また、市内の建設業者の協議会による除雪ボランティアの実施や小中学校ではアルミ缶回収による車いすの贈呈が行われています。

長井市社会福祉協議会では「長井市ボランティアセンター」を設置し、新たに立ち上げたホームページや「社会福祉協議会だより」の中で定期的なボランティア情報の発信、ボランティアスクールや傾聴ボランティア講座など体験・研修会の実施、ボランティアセンター充実研究会の開催による情報交換など、市民一人ひとりが共に支え合い、ボランティア活動に気軽に参加できるような取り組みを進めています。また、ボランティアコーディネーターを配置し、常時ボランティア相談とマッチングを実施できる体制の整備を行っています。

③障がい者団体の育成については、本市には身体に障がいのある人で構成する「長井市身体障害者福祉協会」と知的に障がいのある人とその家族等で構成する「長井・飯豊手をつなぐ育成会」の障がい者団体があり、継続して活動を実施しています。また、長井市身体障害者福祉協会が開催するサロンを長井市社会福祉協議会が支援しています。

◇課題

①啓発活動の推進については、「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念をさらに市民へ広めるための具体的な施策が必要です。

②市民ボランティア団体及び障がい者団体については、会員の高齢化や新規加入会員の減

少などにより組織率が低下し、円滑な活動が難しくなっている団体もあるため、活動の紹介や他市町との交流等を行政としても支援をしていく必要があります。

2 相談支援、情報提供および地域支援の充実

◇実施状況

①相談支援体制の充実については、相談支援事業は「サポートセンターおきたま」「ライフサポート杏の里」に業務委託し実施していましたが、平成30年度から障がい児支援センターも運営する「あゆむ」が新たに加わりました。また、本市で委嘱している5名の障がい者相談員が、障がいのある人やその家族から相談を受けると共に行政との橋渡し役を担っているほか、市内各地区に配置されている民生委員・児童委員が障がいのある人のみならずあらゆる人たちの相談窓口となっています。

②障がいに関わる情報については、主に「広報ながい」に掲載して情報提供しました。また、身体障害者手帳交付時に「身体障がい者福祉の手引き」、療育手帳交付時に「知的障がい者福祉の手引き」、精神障害者保健福祉手帳交付時に「精神障がい者福祉の手引き」というパンフレットを配布し制度の説明を実施しています。

視覚に障がいのある人に対する情報提供として、「つゆ草の会」が「広報ながい」等を朗読してテープに録音した「声の広報」を届けています。

③自立支援給付の充実については、法律の一部改正等によりサービス種類の追加などが行われてきました。本市でも支給決定にあたっては、障がいのある人の心身の状態や介護者の状況等を勘案し、障害支援認定審査会にお諮りしながら必要な支援の確保を心がけています。

④補装具の支給については、年に1回県の巡回相談を市内で開催しています。車いすや補聴器等を必要とする人が病院に出向かずともその場で医師による意見書の作成や相談を受けられる機会を設定しています。

⑤障がい児通所支援の充実については、放課後等デイサービス事業所「POCCO」や児童発達支援事業所「すみれ学園」が地域での受け入れを行っていますが、どちらも通所する児童が増加しています。そのような状況の中、平成30年に放課後等デイサービス、児童発達支援や保育所等訪問、相談支援といった児童の総合支援ができる福祉型児童発達支援センター「あゆむ」が設立されました。

⑥地域生活支援事業の充実については、地域自立支援協議会の専門部会における議論を受け、移動支援事業について平成30年度から対象者と用途を広げました。また、平成28年度から障がい者の交流活動支援として社会福祉協議会の主催による「ピアカフェ」を開催しています。その他の必須事業、任意事業については継続して行っておりますが、相談支援事

業所等を通して周知が進んできており、特に日中一時支援事業や移動支援事業の利用が増えている状況です。

⑦障がい福祉サービス事業所等の整備については、平成２８～２９年に「すぎな」の改修を、平成３０年に「しゃくなげ寮」の移転整備と「あゆむ」の新設に伴う整備を国の助成制度や長井市地域福祉基金を活用して実施しました。

◇課題

①障がいのある人の生活は多様化し、相談内容は複雑化し相談件数も増加しています。相談支援事業所の数は増えたものの、事業所内で人手が足りておらず新規相談への対応に苦慮している状況です。相談支援事業の担い手先開拓等、支援策を検討していく必要があります。

②情報提供の方法について「広報ながい」等紙媒体が主な手段になっており、ホームページ等電子媒体においても情報提供の充実、改善を図る必要があります。障がい者福祉に関係する施策等をホームページに掲載し、市役所窓口に出向かずとも、いつでもどこでも必要な人に情報が提供される状態にする必要があります。

③福祉サービスの提供において、市内の障がい福祉サービス事業所だけでは対応が難しい場合など、近隣市町の事業所と連携を図り調整を行っていますが、利用者の希望がすべて叶っている状況ではありません。需要はあるものの実施していない障がい福祉サービスの提供に向け協議等が必要です。

④児童発達支援センターの設立により、地域内の児童受け入れ態勢がより充実しましたが、早期に療育を必要とする児童への対応、放課後や土日祝日の利用希望への対応、医療的ケアを必要とする児童への対応などの課題が残っています。

⑤手話奉仕員の育成については、行政で養成研修を行うことができないまま現在に至っています。手話通訳者の派遣を必要とする声に應えるため、市外の通訳者の登録を進めるとともに市民による手話奉仕員の養成を進める必要があります。

⑥グループホームや短期入所が可能な事業所、障がいのある児童の通所施設等の不足があり希望通りの受け入れが難しい状況もあります。今後各種団体等が実施主体となり新たな事業所の設立や増設が必要です。また、老朽化等への対策も求められます。

３ 健康・医療サービス

◇実施状況

①障がいの発生予防については、中途障がいの原因となる生活習慣病等の予防のため定期健康診断受診の勧奨や、妊婦とその夫に対し妊娠期の過ごし方について健康教育を実施し、

妊婦健康診査受診の勧奨を行うなど、母子が安心して過ごし出産を迎えることができる環境づくりの支援を行っています。

②障がいの早期発見については、保健師が乳児家庭全戸訪問を行い、母子の健康状態や乳児の発育・発達の確認、乳幼児健康診査における医師の診察等を実施しています。育児や発達について不安がある保護者には、希望に応じて臨床心理士による子育て支援相談、言語聴覚士によることばの相談等を実施し、必要に応じて専門機関へ紹介を行い、保健師による継続的な支援を行っています。

③障がいの軽減及び治療については、更生医療・育成医療制度や自立支援医療（精神通院医療）制度の周知、利用促進を図り、障がいのある人の経済的不安の緩和に努めています。

また、閉じこもりや寝たきり等にならないように、相談支援事業所等と連携しながら在宅でも身体機能の低下を予防するための福祉サービスを提供しています。

◇課題

①健康診査後のフォローとして専門機関等の受診を勧めても、保護者の同意が得られないケースや、こども医療療育センター等専門機関を予約しても、受診まで半年～8か月程の待機期間があるなど、早期受診、早期支援が難しい場合もあります。

②言語訓練や理学・作業療法等の専門的な療育を受けるには、遠方のこども医療療育センターに通う必要があります。

③診断名を持たない気になる子どもへの福祉サービスの提供について、判断基準が難しいところがありますが、市としての方向性をきちんと定めて対応していく必要があります。

④支援を必要とする人のニーズ把握に努め、相談支援事業所や各福祉サービス事業所、医療機関との連携を深め、充実した支援体制をさらに強化していく必要があります。

4 教育及び育成

◇実施状況

①教育相談・就学指導体制の充実については、就学前の児童や保護者に対する支援として、保育所等及び学童クラブに臨床心理士を派遣し、保育士や支援員に児童との関わり方等について助言を行い、知的障がい、精神障がいや発達障がいなど、何らかの発達の課題を有する児童を早期に発見し、適切な発達支援に繋がっています。また、子どもとの接し方など子育てに難しさを感じている保護者を支援するための「ペアレント・プログラム」を実施しています。

就学前から就学にかけての支援については、幼保小等連携専門員を任用し、市内すべての幼保施設の訪問、情報の聞き取りを実施し、「教育支援委員会」において適切な就学先につ

いて検討を行っています。また、保護者の同意を得たうえで、就学先となる小学校や各関係施設等と児童の情報の共有を行い、連携しながらスムーズな就学に向けた支援を行っています。保護者に対しては、就学までのスケジュールと照らし合わせながら、それぞれの悩みや課題に応じて、家庭でできることなどの助言や相談を行う教育相談の実施もおこなっています。

就学後の支援については、学校教育支援員を各学校に配置し、支援を要する児童生徒一人一人に寄り添い、個別に悩みや課題に応じた支援を行っています。

児童発達支援事業所「すみれ学園」は1日10人を定員として運営しています。令和元年9月時点で利用契約をしている児童は20名おり、毎日定員の10名に近い状況で利用されています。

平成30年には障がい児支援センター「あゆむ」の開所により、保育所等に通う障がいのある児童及び保育所等の職員に、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法の指導等を行う「保育所等訪問支援事業」を実施しています。

◇課題

①支援を必要とする児童生徒の障がいや特性に応じて、よりきめ細やかな支援を行うには、学校教育支援員を増員する必要があります。

②幼稚園や保育園、児童センターから小学校中学校まで、切れ目のない関わりを持つことで課題の発見・早期解決に繋げるため、幼保小等連携専門員と関係各所の連携をさらに深めていく必要があります。

③保育所等と障がい福祉サービス事業所を併用している児童は増加している傾向にあるが、保育所等訪問支援事業は、現在「あゆむ」のみが事業を実施している状況のため不足を感じる状態です。

5 雇用及び就労

◇実施状況

①雇用・就労の促進については、相談支援事業所での相談件数も増加し、福祉的就労に繋がる事例も増えています。福祉的就労を実施している事業所は、平成28年に「就労継続支援B型事業所ライフサポート杏の里」が平成31年に「第2就労継続支援B型事業所ライフサポート杏の里」が加わり就労継続支援B型事業所が6件、就労移行支援事業所が1件あり、ほぼ定員に近い利用状況で、障がいのある人の日中活動に寄与しています。

雇用の創出については、市内企業への障がい者雇用促進法の周知や協力の依頼の他、関係各所と連携し農福連携による新たな雇用の場の創出についても情報収集を進めています。

また、「障害者優先調達推進法」に関係し、上記の就労支援事業所から役務の提供を毎年受けています。

◇課題

①福祉的就労について、就労支援A型事業所への通所を希望する声がありますが、市内には提供事業所がない状況です。また、「障害者優先調達推進法」に関しても、行政をはじめ市内企業へ働きかけをしさらに進めていく必要があります。

②障がい者雇用について事業主の理解を深め雇用につなげるため行政で市内の企業を回りましたが、障がい者雇用の拡充はまだ十分ではなく、今後も継続して市内企業に協力を求めています。また、全国で広がりを見せ始めている農福連携など、新たな雇用先開拓の可能性を探っていく必要があります。

6 権利擁護及び虐待防止

◇実施状況

①権利擁護の推進については、地域生活支援事業の中で成年後見制度利用促進事業を実施しており、市長申し立てを行ったケースが数件あります。生活保護受給者や経済的に後見人の報酬支払が難しい人への支援も平成30年に申請があり支援しています。

②虐待防止に対する支援については、平成24年に「障害者虐待防止法」の施行を受けて、「長井市障害者虐待防止対策事業実施要綱」を定め、障害者虐待防止センターを設置しました。また、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、長井市職員が障がいを有する者に適切に対応するため「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する長井市職員対応要領」策定し、不当な差別的取扱いの解消や合理的配慮の提供を心掛け職務に取り組んでいます。

③本市では、障がい者に対する理解の取り組みの拡大や、障がい者が暮らしやすい生活を支える制度の充実に取り組むため、平成31年3月に「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。

◇課題

①高齢化の進行に伴う認知症患者増加に対する懸念の影響等もあり、成年後見制度の認知度は徐々に上がってきているものの、制度の利用をする人はまだ少ない状況です。広報活動に加え、職員の成年後見制度に関する研修への参加など積極的に取り組む必要があります。

②障害者虐待防止センターの周知が進んでいない状況です。「広報ながい」やホームページを活用し、障がいのある人やその家族のみならず広く周知を図っていく必要があります。

7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動

◇実施状況

本市では、長井市身体障害者福祉協会の皆さんを中心に県主催の身体障がい者レクリエーション大会に毎年積極的に参加しており、優秀な成績を収めています。

また、社会福祉協議会が開催しているふれあい福祉まつりや各事業所が開催しているイベント等には地域の方をはじめ多くの方で参加し賑わっています。

◇課題

各事業所等で開催されている催しの情報が不足していると感じます。情報を共有し、それぞれの方法で発信するとともに、地域住民も参加できるような活動を主催者や障がいのある人と検討していく必要があります。

8 生活環境の整備

◇実施状況

①公共施設・道路のバリアフリー化の推進については、市内公共施設内トイレの改修が順次行われ、和式から洋式へ改修されたトイレも増えています。さらに一部、オストメイト対応トイレやバリアフリートイレも整備されています。令和3年春に完成予定の新庁舎においては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した設計になる予定です。

社会福祉協議会では平成28年にバリアフリーマップを作成し市内関係機関へ配置したほか、社会福祉協議のホームページでも公開しています。

②移動・交通手段の充実については、地域生活支援事業の移動支援事業や自動車の改造費助成事業に加え、市単独事業として実施しているタクシー券の助成事業があります。タクシー券の助成事業については、平成29年度に非課税世帯の条件をなくし対象者を拡大しました。また、市営バスは障がい者手帳等を提示することによって無料で利用することができます。その他、一定の条件のもとで利用できる福祉有償運送を実施している事業所があります。

③防犯・防災対策については、「長井市地域防災計画」の中で福祉避難所の確保について定めており、関係団体と協定を結び15箇所（うち障がい者福祉施設3箇所）を確保しています。また、令和元年5月に「長井市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画」を策定し、避難行動要支援者名簿の作成、地域における避難支援体制の整備を進めています。

◇課題

①公共施設や道路において未だバリアフリー化が整備されていない箇所があります。関係機関に整備の推進を働きかける必要があります。

②移動支援に関しては、拡充の方向で動いてきましたが、まだまだ様々な要望があります。地域自立支援協議会等で検討していきます。

③避難行動要支援者名簿の作成により、地域における避難支援体制の整備を進める必要があります。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

長井市は、第五次総合計画において市民の「しあわせ」を実現することを目指しています。障がいのある人が、その能力や適性に応じ、「あんしん」して暮らせることが大切です。このような考えに基づき、前計画に引き続き基本理念を次のとおりとします。

「全ての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現と、全ての障がい者及び障がい児が、可能な限り地域社会において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援体制の整備を推進していきます。」

2 基本目標

<基本目標1> 障がい者の理解の促進

◇目標の背景

平成31年3月に、本市では「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、障がい者に対する理解の取り組みの拡大や、障がい者が暮らしやすい生活を支える制度の充実に取り組んでおりますが、社会に障がい者に対する理解が十分に浸透したと言える状況にはありません。身体障がい、知的障がい、精神障がいなど、障がいのある人の状態はそれぞれ異なることから、外見でその人の障がいを理解することには難しさもあり、なかには暮らしにくさを感じる障がい者がいるだけでなく、ときには差別が生じてしまう時もあります。

そうした暮らしにくさや差別を解消するためには、障がいに対する理解が社会に浸透することで、障がいのある人もない人も多くの市民が関わりを持ちながら暮らしやすいまちを「共に」つくっていくという市民の具体的な行動に結びつくことが重要です。

◇具体的施策

1 共生社会の実現に向けた障がい理解の促進

- ①「広報ながい」やホームページ、ラジオなど、様々な媒体を利用し、機会を捉えながら広報活動を積極的に実施していきます。
- ②「障害者週間」や「障害者雇用支援月間」などにあわせ、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援団体等と連携し、意識啓発、各種障がい者福祉制度についての周知を図る事業の実施を検討します。
- ③障がい者福祉に関する講演会又は研修会を開催し、障がい者福祉政策や先進的な取り組みについて学び、障がいのある人との関わりを考える機会を設け、理解の促進を図ります。
- ④小中学校における特別支援学級と通常学級の児童生徒による交流、米沢養護学校長井校と豊田小学校の児童生徒、米沢養護学校西置賜校と長井工業高等学校の生徒による交流も

継続し、相互理解を図るとともに福祉学習の取り組みの支援を実施していきます。

⑤長井市社会福祉協議会に設置されている「長井市ボランティアセンター」等と連携を取りながら、市民一人ひとりが共に支え合い、ボランティア活動に気軽に参加できるような取り組みを推進していきます。ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人のマッチングの検討や各種ボランティア団体の活動の支援を行っていきます。

2 障がい者団体及び支援者の育成

①「長井市身体障害者福祉協会」と知的に障がいのある人とその家族等で構成する「長井・飯豊手をつなぐ育成会」等、障がい者団体の活動に対する支援を継続して行っていきます。

②地域や民間事業所における障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の提供及び障がい者雇用の促進のため、山形県が実施している「心のバリアフリー推進員養成研修会」の周知に取り組みます。

③聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保のために長井市意思疎通支援業務を実施していますが、手話研修会の情報提供等を行い、当市に登録している手話通訳者等のスキルアップを支援し、新たな手話奉仕者等の育成も図っていきます。

<基本目標2> 保健・医療の充実

◇目標の背景

社会や環境の変化による高齢化、孤立化の進行などがあり、身体障がい者や精神障がい者が増える傾向にあります。特に障がいの重度化が進んでおり、だれもが安心して暮らしていくための対策が求められます。

障がいの原因となる疾病等の適切な予防と早期発見、障がいの軽減と治療の推進を図り、出生から高齢に至るまで、切れ目のない市民の健康な暮らしを支える施策が大切です。そのため、中途障がいの大きな原因となる生活習慣病や死亡原因の第一位であるがんを予防するため、特定健康診査・特定保健指導を実施し、疾病の早期発見と疾病予防に取り組み、市民の健康づくりへの意識の向上を促す取り組みが必要です。

障がい児については、障がいをできるだけ早期に発見し、発達期に必要な支援や療養と指導訓練等を行うことにより、自立に向けた障がいの軽減や基本的な生活能力支援を図ることが大切です。そのため、出生時から切れ目のない母子保健指導と保健、医療、福祉等関係機関が連携して関わりを持ち取り組んでいくことが大切です。

精神に障がいのある人については、自立と社会参加を促進する通院医療費公費負担制度や各種サービス利用等が円滑に利用できるよう、関係機関と連携を強化していくことが大切です。

◇具体的施策

1 障がいの予防と早期発見

①特定健康診査・特定保健指導を実施し、障がいの原因となる生活習慣病など疾病の早期発見と早期治療、疾病予防の取り組みを行っていきます。

- ②健康維持・増進のため各種教室や講座の周知を図ります。
- ③妊婦健康診査受診、乳幼児健康診査受診を勧奨し障がいの早期発見、早期療養を図ります。医師による診察によりその時期にあわせた育児についての情報提供、相談を実施し、必要に応じて専門機関や相談等への紹介、保健師による継続的な支援を行います。
また、妊娠期の過ごし方についての健康教育を実施します。
- ④乳児家庭全戸訪問により、母子の健康状態や乳児の発育・発達の確認、相談支援を実施します。
- ⑤保健所が実施する心の健康相談などの周知に取り組み、精神疾患に関する啓発活動や予防活動を推進し、増加・多様化する精神疾患の早期発見、早期治療を促します。

2 障がいの軽減及び治療

- ①障がいのある人の障がいを軽減し自立を促進するため、地域で医療やリハビリテーションなど、医療サービスまたは福祉サービスを必要かつ適切に利用できるような体制を整備します。
- ②障がい福祉サービス、介護サービス等について、地域で利用者が適切なサービスを受けられるように、障がい者の個々のニーズ、地域資源を的確に把握することに努め、地域資源の整備促進と質の向上を図ります。
- ③こころの健康づくりやゲートキーパーの養成など精神保健に関する啓発活動の推進を図り、身近な相談窓口の充実や専門相談機関との連携により、本人と家族への支援を図ります。

<基本目標3> 多様な障がいへの対応とライフステージに応じた支援

◇目標の背景

近年、発達障がいや高次脳機能障がいなど新たな障がいへの対応も求められています。これらの障がいによる症状は一見ただけでは分かりにくいいため、本人や家族も含め、障がいの特性などの理解を広め、障がいのある人が日常生活や社会生活に適応しやすくする支援、体制を整えていくことが大切です。また、平成24年6月に成立した障害者総合支援法では障がい者の定義に「難病等」が追加され、障がい福祉サービス等の対象とされました。難病患者は、長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を抱えている場合が多いため、細やかな相談体制と支援が必要です。また、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児には、医療、子育て支援、保健、教育、福祉等多岐にわたる分野で連携して支援を検討していくことが必要です。

乳幼児期、学齢期、成年期・高齢期とそれぞれのライフステージにおいて、障がい者を取り巻く環境や社会との関わりには違いがあり、その時その時で適切に必要な支援の内容も異なります。また、生来障がいを持つ人、不慮の事故や疾病が原因で障がい者となった人など、その人ごとに今までの生活や状況に応じて適切な対応と支援を行うことが求められます。

◇具体的施策

1 多様な障がいへの対応

- ①発達障がい者（児）と保護者等に早期から相談支援を行うため、山形県立こども医療療育センターや、医療機関、保健、教育、労働（ハローワーク等）、福祉などの関係機関との連携を図ります。
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置）を自立支援協議会において協議していきます。
- ③医療的ケア児については、自立支援協議会において協議の場を設置しているため、医療、子育て支援、保健、教育、福祉等関係機関の連携を進め、山形県の主催する研修等にも積極的に参加し、より良い体制づくりの情報収集に努めます。

2 乳幼児期の支援

- ①障がいの早期発見、保護者の身体的・精神的支援、福祉制度や社会資源の活用を図るため、訪問指導や健康相談など関係機関と連携して療育相談窓口の充実を図ります。
- ②障がい児や保護者に対する支援の強化を図るため、現在児童発達支援事業所であるすみれ学園を児童発達支援センターに移行することを検討していきます。
- ③臨床心理士による子育て支援相談、言語聴覚士によることばの相談を実施し、育児や発達、ことばの遅れについて不安がある保護者に相談支援を行います。必要に応じて専門機関へ紹介も行います。
- ④障がい児や医療的ケア児の保護者に対するレスパイトケアなどの支援について、受け入れ施設等社会資源の整備等、関係機関と連携しながら拡充に向けた支援、協議を行っていきます。また、保育施設での障がい児の受け入れについて、設備や人員の体制について、関係機関と協議を行っていきます。
- ⑤聴覚障がいの早期発見、早期治療による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、新生児聴覚検査費用の一部助成を行います。

3 学齢期の支援

- ①幼保小等連携専門員を任用し、幼保施設と小学校、関係施設や関係機関と連携し切れ目のない細やかな相談、支援を実施していきます。障がいを持つ子ども一人ひとりが特性や状態に応じた適切な教育を受けることができ、子どもの可能性を最大限に引き出すための就学先について、保護者の理解、同意を得ながら「教育支援委員会」を開催し検討を進めていきます。
- ②特別支援教育の充実に向け、教員の専門的研修などによる指導力の向上を図り、必要に応じ学校教育支援員の配置を継続していきます。通常学級に在籍する教育的支援を必要とする児童生徒については、一人ひとりの教育的ニーズに応える環境整備や教材の工夫、授業づくりに努めた対応を行います。
- ③進級や進学に伴って関わりのある先生方との情報の引継ぎを行い、関係機関との連携を図りながら安心して新しい環境に適応できるよう切れ目のない適切な支援を行います。
- ④山形県立米沢養護学校の分校について、豊田小学校内の長井校（小学部と中学部）と、

山形県立長井工業高等学校内の西置賜校（高等部）に分かれて設置されています。（令和元年度現在。）令和5年度に長井市内への設置が予定されている中高一貫校の整備により、計画的なキャリア教育や進路指導など、よりきめ細やかなで切れ目のない支援の実施が可能になることが期待されます。

⑤特別支援学校などを卒業後、福祉的な就労の移行なども含め、社会に出た後も安心して暮らしていくことができるよう、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。

⑥特別支援学級と通常学級の児童同士の交流を図り、相互理解、福祉教育を推進します。

4 成年期、高齢期の支援

①住宅改修費給付事業等の周知と活用促進を図り、施設入所者の地域生活への移行支援や高齢の障がい者が住み慣れた自宅で安心して永く暮らしていけるよう支援を行います。

②介護保険が利用可能な方は、介護保険制度の利用を基本としますが、障がい特性に応じた障がい福祉サービスの提供に努めます。また、介護支援専門員、障がい相談支援員、地域包括支援センター等の連携を図り、障がい者への適切なサービスの提供を検討します。

<基本目標4> 相談支援、地域福祉サービスの充実

◇目標の背景

障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活をするためには、利用者本位の考えに基づいた生活支援体制の整備が不可欠です。障がい者のニーズを把握し、ニーズに合った自立支援に向けた障がい福祉サービスをはじめとする様々なサービスの提供と障がい者の総合的相談体制の整備が必要となってきます。市では、障害者総合支援法に則り地域生活支援事業に取り組み、相談支援事業を実施しています。また、在宅福祉サービスにおいては、補装具、日常生活用具、更生医療等の給付や人工透析患者通院費の助成及び生活介護、居宅介護、短期入所、移動支援等の事業を実施しています。

◇具体的施策

1 相談支援体制の充実

①地域自立支援協議会を中心に、障がい福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化し、地域における相談支援の課題解決に取り組むとともに、相談支援事業者間の情報交換や地域ネットワークの形成の場等として相談支援体制の充実を図ります。

②各種研修会への参加により、引き続き相談支援に携わる相談員等の力量の高度平準化と資質向上を図ります。

③身体障がい者相談員、知的障がい者相談員を引き続き配置します。また、民生委員、児童委員と同様に活動内容の周知と利用促進を図り、身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、行政との橋渡し役を担うなど、障がい者とその家族のニーズに即した対応を図っていきます。

④令和3年度完成予定の市役所新庁舎では、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化な

ど相談に訪れた人の利便性を高めながらも、プライバシーの確保にも配慮した相談窓口、相談室の設置を行います。

⑤山形県地域自立支援協議会等からの情報を得ながら、近隣の自治体とともに地域生活支援拠点を整備し、障がいを持つ人やその家族の生活を地域全体で支えるサービス供給体制の構築を推進していきます。

2 情報提供の充実

①手帳交付の際に配付している「身体障がい者福祉の手引き」、「知的障がい者福祉の手引き」、「精神障がい者福祉の手引き」等について、必要に応じて内容の改訂を行い、さらに利用のしやすい冊子となるよう整備していきます。また、市のホームページやエフエムい〜じゃん「おらんだラジオ」を活用して様々な情報をタイムリーに発信するよう努めます。

②障がい福祉に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するため、相談支援事業所をはじめとした障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、障がい者団体及び行政の情報の共有化に努めます。

③市のホームページについて各種制度の掲載の充実を図るとともに、ホームページから各種申請ができる仕様への改修など、利便性の向上を検討していきます。

3 地域生活支援事業の充実

①施設入所者や入院患者については、外出のための支援や住居確保等の地域移行支援を、在宅単身者については、在宅に必要な支援を行う地域定着支援を推進できるような体制作りの実現を地域自立支援協議会及び関係機関と協議します。また、日常生活用具の給付などは、技術の進歩や利用者のニーズに応えられる内容に必要な応じて見直しを行っていきます。

②障がい者や障がい児の家族、失語症やその家族向けの各種カフェ等を開催し、障がいがある人やその家族が気軽に相談できるネットワークづくりの機会の創出を図ります。また、聴覚障がいがある方のコミュニケーション支援のため手話通訳者等を派遣する意思疎通支援事業についても周知を行い利用促進を図ります。

4 障害福祉サービス事業所等の整備

①市内の既存の障害福祉サービス事業所及び近隣市町と、就労継続支援や生活介護サービスの拡充及び需要はあるが市内の事業所で実施していない障がい福祉サービスの実現に向け協議します。

<基本目標5> 雇用・就労の促進

◇目標の背景

障がい者の雇用・就業は、それぞれ持っている個性、適正、能力を最大限に活かし、働くことにより自立や社会参加に繋がります。また障がい者にとって収入の増加や生きがいづくりの場となり、高齢化や担い手不足が進む農業分野にとっては新たな働き手の確保に繋がる農福連携の取り組みなどは、社会が抱える課題の解決や社会貢献に繋がるものとなります。雇用の創出や特性に応じた職域の拡大等、充実した支援が必要となります。

◇具体的施策

1 雇用・就労の促進

①障がいのある人の就労に向けた就業能力の向上のため、相談や支援を行っているハローワーク長井、置賜障害者就業・生活支援センター、山形障害者職業センター、障害者職業訓練校等の専門機関の周知に努めます。また、障がい者雇用についての事業主の理解を深め雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度の周知に努め、障がい者雇用意識の醸成を図ります。

②就労を望む障がいのある人が相談支援事業所により多く出向き、相談を通し就労に結び付くよう、相談支援事業所の周知に努めます。

③市内の事業所での障がいのある人の雇用を促進するための方策を、商工振興課、ハローワーク長井、事業主あるいは長井市商工会議所などの関係機関と検討していきます。また、農福連携など、情報収集を行いながら関係各所と連携を取り、新たな分野での障がい者雇用についても掘り起こしを行っていきます。

④令和5年に予定される中高一貫校となる特別支援学校（長井校）の設置により、中高一貫教育による就労に向けた切れ目のないきめ細やかな支援を実施していきます。

⑤福祉的就労を実施している事業所や近隣市町などと協議しながら、利用希望者の受け入れ体制の充実が図られるよう努めます。また、工賃向上に向け販路拡大のための取り組みなどを支援していきます。

⑥障害者優先調達推進法に基づき、年度ごとに方針を定め、市内の障がい者就労支援事業所が供給する物品等の調達目標を、前年度の調達実績を上回るように努めます。

<基本目標6> 社会参加・交流活動の推進

◇目標の背景

当市では、市民一人1スポーツの推進、生涯学習、文化芸術活動を行える環境の整備に努めています。地域社会の中で、スポーツ、レクリエーション、文化活動等に参加することは、日常生活に憩いと豊かさを与え、体力の維持増進につながります。さらに、多くの人々との交流は、自立や社会参加を促進する上で重要な意義を持っており、余暇支援の充実が求められています。

◇具体的施策

1 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進

①山形県身体障がい者レクリエーション大会やスポーツ教室などの活動を支援していきます。また、2020年のパラリンピック東京開催を契機に、障がいに対する理解を深め、障がい者スポーツの一層の振興に努めます。

②障がい者の芸術・文化活動を振興するために、ニーズの把握に努めながら、生涯学習事業参加への支援を行います。また、大規模改修を行う長井市民文化会館のバリアフリー化等により、障がい者などへのきめ細かい配慮を行いながら、すぐれた芸術を鑑賞する機会

や、文化活動を行う場の提供を行うとともに、各種イベントの周知を図ります。

③「広報ながい」、「社会福祉協議会だより」または、エフエムい〜じゃん「おらんだラジオ」を利用し、各種催しの情報を発信するとともに、地域住民も参加できるような活動を主催者や障がいのある人と検討します。

＜基本目標 7＞ 生活環境の整備

◇目標の背景

障がいのある人はその心身の特性や社会環境により、施設の利用や移動、犯罪や災害の発生などにおいて、身の危険にさらされる可能性が高くなります。ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人もない人も地域の中で共に生活していける共生社会を構築し、障がい者の財産権や人権を守り、その心身の特性によらず、安心して生き生きとした社会生活を送ることができるよう、社会環境の整備を進める必要があります。

◇具体的施策

1 バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進

- ①公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進するとともに、民間施設や交通機関等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の必要性を啓発します。
- ②「つゆ草の会」による「広報ながい」等を朗読してテープに録音した「声の広報」やエフエムい〜じゃん「おらんだラジオ」の活用などにより、情報発信のバリアフリー化も障がいのある人のニーズの把握に努めながら推進していきます。

2 移動・交通手段の充実

- ①障がいの種類、程度により利用できる移動手段が違います。より多くの障がいのある人が利用できるように、移動支援事業だけでなく、タクシー券や福祉有償運送の利用拡大、また、市営バスの路線について関係機関との調整を図ります。

3 災害時の支援、防災・防犯対策等の支援

- ①長井市地域防災計画等に災害時要援護者として障がい者等への具体的対応を盛り込むとともに、避難行動要支援者の避難行動支援制度の周知を図り、地域の自主防災組織、消防団やコミュニティセンターとの連携など、災害時の支援体制づくりを進めます。また、災害等が発生した際の指定避難所においては、障がいのある人の受け入れ態勢についても準備を進めていきます。
- ②警察、消費生活センター等と連携を図り、障がいのある人が関わる犯罪や消費者被害を未然に防止できるよう努めます。

4 権利擁護及び虐待防止

- ①「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」及び障がい者の権利の擁護等について障がいのある人やない人、一般の企業等に広く周知、啓発を行うと

もに、教育委員会と連携し学齢期から障がいについての理解促進を図ります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、より多くの市民が障がい者や障がいについて関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組を推進します。

②障がい者が福祉、教育、選挙等あらゆる行政サービスにおいて適切な配慮を受けることができるよう、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する長井市職員対応要領」に基づき、障がいに対する職員への理解促進を図り、合理的配慮の提供がなされるよう努めます。

③内部障がいや難病の方などの外見からは判りにくい障がい等のある方々に対して、周囲に援助や配慮を促すヘルプマークの普及を推進し、地域や民間事業所における障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の提供及び障がい者雇用の促進のため、山形県が実施している「心のバリアフリー推進員養成研修会」の周知に取り組みます。

④判断能力が不十分なため契約や金銭管理が困難な障がい者が、地域で安心して生活することができるよう成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利・利益を保護します。また、成年後見制度の利用促進のため近隣の自治体と連携し、成年後見センターの設立を検討していきます。制度の円滑な運用を図るため、市民後見人の養成による後見人の受任者確保等にも取り組んでいきます。

⑤「障がい者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律」を受け設置した「障害者虐待防止センター」の周知を促進し、関係機関と連携を深めながら虐待防止研修会の開催など意識啓発を図り、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。

3 施策体系

1. 障がい者の理解の促進

- ① 共生社会の実現に向けた障がい理解の促進
- ② 障がい者団体及び支援者の育成

2. 保健・医療の充実

- ① 障がいの予防と早期発見
- ② 障がいの軽減及び治療

3. 多様な障がいへの対応とライフステージに応じた支援

- ① 多様な障がいへの対応
- ② 乳幼児期の支援
- ③ 学齢期の支援
- ④ 成年期、高齢期の支援

4. 相談支援、地域福祉サービスの充実

- ① 相談支援体制の充実
- ② 情報提供の充実
- ③ 地域生活支援事業の充実
- ④ 障害福祉サービス事業所等の整備

5. 雇用・就労の促進

- ① 雇用・就労の促進

6. 社会参加・交流活動の推進

- ① スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進

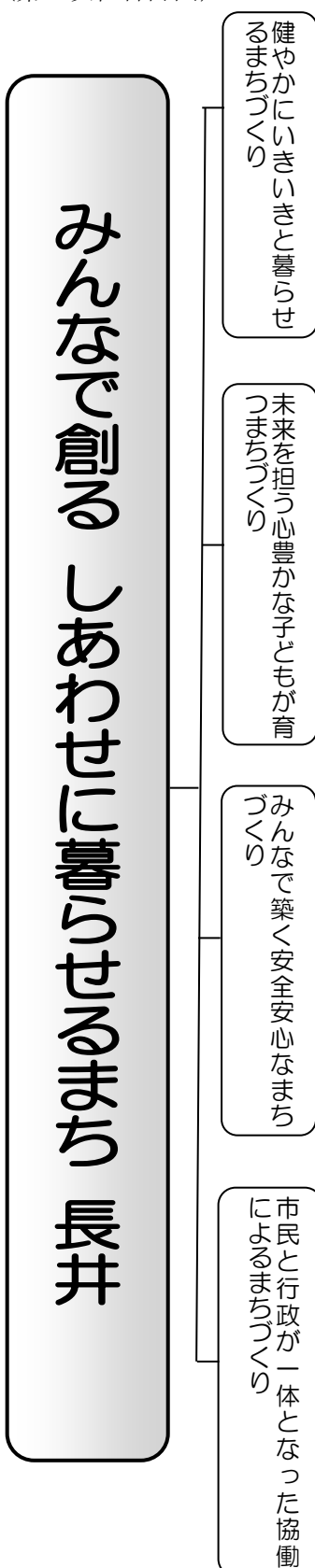
7. 生活環境の整備

- ① バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進
- ② 移動・交通手段の充実
- ③ 災害時の支援、防災・防犯対策等の支援
- ④ 権利擁護及び虐待防止

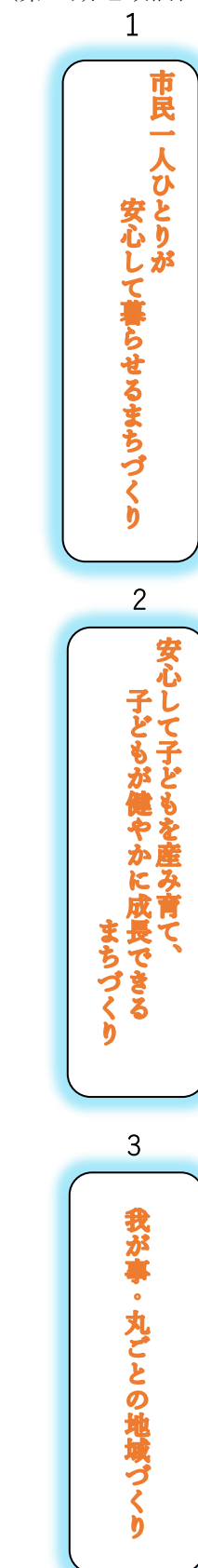
4 計画の体系

将来像

(第五次総合計画)

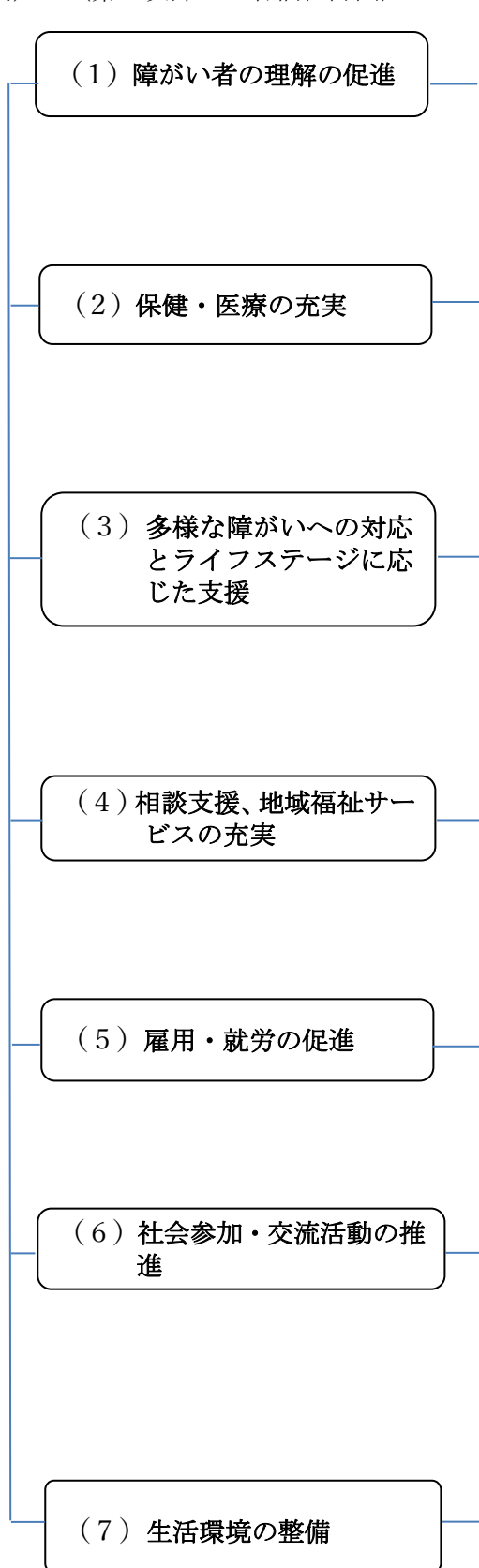


(第3期地域福祉計画)



基本目標

(第三次障がい者福祉計画)



具体的施策

施策の概要

○共生社会の実現に向けた障がい理解の実現
○障がい者団体及び支援者の育成

○様々な媒体利用による積極的な広報の実施○障害者週間等にあわせた意識啓発、各種障がい福祉制度の周知○障がい者福祉に関する講演会等の開催○学齢期における障がい者との交流と福祉学習の取り組み○ボランティア活動の推進とボランティア団体の支援○障がい者団体の活動支援○心のバリアフリー推進員、手話奉仕者の養成

○障がいの予防と早期発見
○障がいの軽減及び治療

○検診、妊婦検診、乳幼児健診等の受診勧奨による障がいや疾病等の早期発見と早期治療○乳児家庭全戸訪問の実施○心の健康相談の周知○障がい福祉サービス等の適切な提供のための体制整備○ゲートキーパーの養成などによる身近な相談窓口の充実

○多様な障がいへの対応
○乳幼児期の支援
○学齢期の支援
○成年期・高齢期の支援

○関係機関の連携した支援体制の整備○地域包括ケアシステムの構築に向けた協議○医療的ケア児と家族への支援体制の整備○臨床心理士や言語聴覚士等専門家による相談支援○レスパイトケアについての支援体制の協議○関係機関の連携による進学時など切れ目のない支援体制○地域で生活していくことへの支援

○相談支援体制の充実
○情報提供の充実
○地域生活支援事業の充実
○障がい福祉サービス事業所等の充実

○相談員の資質向上等相談支援体制の充実○各種相談員の配置と充実○地域生活拠点の整備○各種媒体を利用した情報提供の充実○地域自立支援協議会における各施策の検証○障がい福祉サービス内容拡大の協議

○雇用・就労の促進

○福祉的就労の支援○障がい者雇用の意識の醸成と制度の周知○福祉的就労の場の創出

○スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進

○県レクリエーション大会等参加への支援○2020年パラリンピック東京開催を契機とした障がい者スポーツの振興○各種催しの情報発信と地域住民も参加できるイベントの検討

○バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進
○移動・交通手段の充実
○災害時の支援、防災・防犯対策等の支援
○権利擁護及び虐待防止

○公共施設等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進と必要性の啓発○移動支援の充実○災害時の支援体制の整備と防災・防犯に対する支援○「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の周知○合理的配慮の提供○ヘルプマーク等各施策の周知○成年後見制度の利用促進

第4章 計画の推進

1 計画の普及・啓発

本計画を推進していくうえで計画の目標や施策等について、市民、各種団体、障害福祉サービス事業所、社会福祉協議会などが共通の理解を持つことが必要です。そのため、本計画については、「広報ながい」や市のホームページなどを通して公表し、広く市民に周知し、計画の普及・啓発を図ります。

2 計画の推進体制

本計画を推進するため、市民、各地区コミュニティセンター、各種団体、障害福祉サービス事業所、長井市社会福祉協議会、行政などの相互の連携と、市外でも障害福祉サービスを利用されることから、広域的に他市町村や関係機関とも連携を図り、それぞれの立場でその役割を果たしていく必要があります。

(1) 市民の役割

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが障がい者や障がいについて理解することが必要です。そのため、障害福祉サービス事業所や各地区コミュニティセンターなどが主催するイベントやボランティア活動に参加して障がい者との交流を図ること、障がい等についての講演や研修会に参加して、理解を深めていくことが重要です。

(2) 障がいのある人とその家族の役割

障がいのある人が、日常生活及び社会生活で自立するためには、各種制度やサービスを利用しながら積極的に社会参加をしていくことが必要です。家族にあっては、本人の意思を尊重し、自立のための支援と見守りをしていくことが大切です。また、支援を受ける者として、本計画を推進するために必要な情報、意見あるいは要望を関係機関へ伝えることより良い支援が受けられるようにしていかなければなりません。

(3) 障害福祉サービス事業所及びNPOなどの関係団体の役割

本計画を推進するうえで、障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援するため、障がい者の状況を細部にわたりの確に捉え、迅速かつ適切なサービス等を提供していく必要があります。そのため、サービス及び職員の質の向上に努めるとともに、事業所及び団体が常に連携できるような体制を作ることが重要です。

(4) 市の役割

本計画の目標や施策等を的確かつ効果的に実施できるように、国・県や市関係課はもとより、他市町村その他関係機関と連携していきます。また、長井市地域自立支援協議会において事業や施策の実施について協議していきます。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理については、長井市地域自立支援協議会において報告し、進捗状況を検証・評価していきます。

《資料編》

主 な 用 語 解 説

あ行

アクセシビリティ

制度やサービスの使いやすさや利用しやすさのこと。

一般就労

就労形態の一つで、一般企業などで雇用契約に基づいて就業すること。

移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。

医療的ケア児

人工呼吸器の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障がい児。

か行

グループホーム

認知症高齢者や障がいのある人が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

強度行動障害

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態のこと。

更生相談所

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいて、都道府県が設置する障害者の更生援護に関する専門的相談・判定機関。身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所がこれにあたる。

高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい等のこと。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケ

ーションをとり、支え合うこと。

さ行

サービス管理責任者

障害福祉サービスの提供についてサービス管理を行う者をいう。利用者の個別支援計画や、定期的な評価など、サービス提供のプロセス全体に関する管理をするほか、サービスを提供する他の職員に対する指導的な役割を担う。

サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することが出来るよう、障がい者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

在宅酸素療法

呼吸機能障がい等により、体の中に酸素を十分に取り込めない者に対し、長期にわたり自宅で酸素吸入をする治療法。

児童発達支援

障がいのある未就学児を対象にした通所訓練施設。療育や機能訓練に特化した施設、もしくは、幼稚園や保育園の代わりに、ほぼ毎日通う施設として、児童発達支援のサービスを利用するケースがある。

市民後見人

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

手話奉仕員

聴覚に障がいのある人や音声または言語機能に障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者をいう。

重症心身障害

児童福祉において行政上の措置を行うための定義であり、重度の知的障がいと重度の肢体不自由を重複している障がいを指す。

障害基礎年金

国民年金から支給される公的年金の一つ。国民年金加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給される。障がいの程度により１級と２級がある。障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、初診日が２０歳未満である障がいについては、２０歳になった日から支給される。

障害厚生年金

厚生年金から支給される公的年金の一つ。厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給される。障がいの程度により１級から３級までがある。１級・２級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、３級の障がい者には障害厚生年金のみが支給される。なお、障害厚生年金を受けるには一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。

障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

障害者雇用率

障害者の雇用促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている全従業員数における障がい者の雇用の割合（「法定雇用率」ともいう）。平成３０年４月１日からは、従業員４５．５人以上の民間企業では２．２％（令和３年４月までに２．３％）、国・地方公共団体・特殊法人では２．５％、都道府県教育委員会では２．４％と定められている。障害者雇用率を達成していない事業主には、年度末、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

障害者週間

毎年１２月３日から１２月９日までの１週間で、平成１６年６月の障害者基本法の改正により設定されたもの。国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるために、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。

障害者就労施設（障がい者就労施設）

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練または、援助を行う施設（就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所）と、企業等での就労を希望する障がいのある人に対し、生産

活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談および支援を行う施設（就労移行支援事業所）がある。

障害者手帳

身体障がいのある人に交付される身体障害者手帳、知的障がいのある人に交付される療育手帳、精神障がいのある人に交付される精神障害者保健福祉手帳があり、それぞれの障がいのある人に対して、日常生活で必要となる用具の給付やＪＲ、バス、タクシーの運賃割引を受けることができる。

障害者虐待

障がいのある人に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障がいのある人の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成２３年に「障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

障害者虐待防止センター

障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき設置される機関。①虐待の通報・届出の受理 ②相談・指導・助言 ③広報・啓発などの業務を行います。市では平成２６年度現在市役所に設置されている。

障害者虐待防止等連携協議会

長井市障害者虐待防止対策事業実施要綱に基づき設置された協議会。障がい者虐待の防止、障がい者を養護する者に対する支援などを協議する。本市では、保健所、警察、医師会、司法書士会、人権擁護委員などで構成されている。

障害者優先調達推進法

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、居住する市町村に支給申請書を提出し、障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービス。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には

「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に大別される。「介護給付」の主なサービスは、居宅介護、同行援護、短期入所、生活介護など、「訓練等給付」の主なサービスは、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)などになる。

消費生活センター

訪問販売によるトラブル、高齢者や若者を狙った悪質商法、架空請求、不当請求等の消費生活に関する相談を受ける機関。

ジョブコーチ

障がいのある人が一般の職場に適応し定着できるように、職場内外の支援環境を整える者。職場適応援助者。

自立支援医療

身体障がいの除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される必要な医療費の給付を行う育成医療、更生医療と、統合失調症等の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対してその通院医療費の給付を行う精神通院医療がある。

自立支援医療費（精神通院）

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る医療費の給付を行うもの。

自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行うこと。

自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、知的障がい者または精神障がい者について、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者支援施設、サービス事業所などにおいて、生活能力向上のために一定期間にわたり行われる入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言等の便宜の供与をいう。

人工透析患者通院交通費助成

臓機能障がいを持つ人が、人工透析療法を受けるため医療機関に通院した交通費の全部または一部を助成することで、腎臓機能障がいを持つ人の経済的負担の軽減と社会参加の促進を図る事業。

人工透析療法

腎機能の低下により体内の老廃物が体に溜まらないように血液中の老廃物等を取り除く治療法。血液を体内から取り出す血液透析と腹に透析液を入れて体内で血液を浄化する腹膜透析がある。

生活習慣病

毎日の良くない生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気で、糖尿病、心臓病、高血圧、脳卒中、脂質異常症等がある。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障がいのある人に対して交付される手帳で、バスの運賃割引等を受けることができる。

成年後見制度

裁判所が本人の能力に応じ、重要な事項に限って代理をしたり本人の行為に同意をする限定された権限を持つ援助者を選任する制度。知的又は精神に障がいのある人や認知症の高齢者など意志能力の不十分な人の利益を守るために、身上監護や財産管理を行い、必要な援助を与える。

セルフヘルプ

同じ障がいや悩みを持つ当事者同士が、お互いの体験を共有しながら支え合うこと。

相談支援

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、平成24年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

相談支援事業所

障がいのある人やその家族が障がいに関わることを相談するところ。障害福祉サービス事業所のひとつ。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、平成24年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業所を一般

相談支援事業所といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業所を特定相談支援事業所という。本市には、令和元年度現在、杏の里、サポートセンターおきたま及びあゆむの3つの事業所がある。

相談支援専門員

障がいのある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

た行

地域共生社会

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚労省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）等に基づき改革が進められている「我が事・丸ごと」地域共生社会のこと。

地域生活支援事業・地域生活支援促進事業

障害者総合支援法に基づいており、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を地域生活支援事業、その中でも特に政策的な課題に対応する事業を地域生活支援促進事業という。

地域自立支援協議会

障害者総合福祉法に基づき、地域の障害福祉の向上を目的に、福祉関係者等を中心に組織する協議会。本市では、市内の障害福祉サービス事業所、障がい者団体、医療機関、教育機関などに属する者や市民で構成され、その下部組織に専門部会を設置して具体的事項について調査検討している。

地域移行支援

障害者総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神に障がいのある人に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

地域定着支援

障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障がいのある人に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することをいう。

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的な障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある児童・生徒で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚、聴覚、知的に障がいのある者、肢体が不自由または病弱（身体虚弱を含む。）な者に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成18年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援教育

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成18年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障がい種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障がいのある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

特別支援教育コーディネーター

発達障害者の特別支援をするための教育機関や医療機関への連携、その者の関係者(家族など)への相談窓口を行う専門職を担う教員のこと。

な行

内部障害

心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸機能障がいなどの、体の内部の機能に関する障がい。

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であり、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの。ベーチェット病、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎などが指定されている。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいの対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。

パブリックコメント

行政機関が条例や各種計画等を制定または策定するにあたって、ホームページ等を通じて素案を示し、これについて住民から提出いただいた意見や情報を考慮して意思決定を行う制度。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ピアカウンセリング

障がいのある方同士が対等な立場で行うカウンセリング。互いの悩みなどを語り合い、傾聴し合い情報交換を通して、自分で問題を解決することを支援すること。（ピア／peerは仲間や同僚の意味）

ピアサポート

同じような悩みや背景を持つ人、障がいのある方同士が、対等な立場で互いに支え合うこと。

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

避難行動要支援者の避難行動支援制度

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、避難行動要支援者が地域の中で避難支援が受けられるように、平常時から要支援者本人や避難支援者、避難支援等関係者等が協働しながら体制づくりを進める制度。

福祉的就労

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、一般就労へ移行することを目的とした事業（「就労移行支援事業」、「就労継続支援事業（A型）」、「就労継続支援事業（B型）」）が創設され、働く意欲と能力のある方が企業等で働けるよう、雇用施策との連携が図られている。本市では、せせらぎの家、フラワーほっと、すぎな、だいまち、杏の里が福祉的就労を実施している。ほかに職親制度があるが、受け入れ先の確保が難しく、本市では現在実施していない。

福祉避難所

寝たきりの高齢者、重度の障がいのある人などで、災害時における避難生活に特別の配慮が必要なために、一般避難所での避難生活が困難な方が避難生活を送るための避難所。

放課後等デイサービス

小中学校及び高等学校等に在籍する障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスのこと。

法定雇用率

障がい者の雇用の促進等に関する法律により、事業主が雇用する労働者に占める身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。）の割合が一定率以上になるよう義務付けているもので、その率を法定雇用率という。

補装具

障がい等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものをいう。義肢、装具、車いすなどがある。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ（coordinate の原義）専門職又はその立場のこと。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法により、厚生労働大臣が委嘱する者で、報酬を得ないで住民の生活状況の把握や援助を必要とする者が自立できるよう相談、助言、その他の援助を行い、また、福祉サービス等を必要とする者への情報提供および行政や社会福祉事業者等との連携等を行う。また、児童福祉法により民生委員は児童委員を兼務するとされ、児童に対する援助等も行う。

モニタリング（継続サービス利用支援）

障害福祉サービス等を継続して適切に利用することが出来るよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

や行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルとは、普遍的や全体という意味で訳されることから、このデザインは「年齢、性別、能力、文化、人種、身体状況などの違いに関係なく、すべての人のためのデザイン」として使用される。身の回りにある小物類から、住宅や公共施設、街のつくりや交通機関など、社会生活を送るうえで利用するすべてのものが対象となり、公平性、自由度、単純性、わかりやすさ、安全性、省体力、スペースの確保という7つの原則で構成されている。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者。災害対策基本法により定義されている。

要約筆記者

発言者の話を聞いて、その内容を要約し、文字で表す者。手書きで要約筆記する者とパソコンを使用して要約筆記を行う者がいる。

ら行

利用者負担

福祉サービスなどを利用した際に、サービスに要した費用のうち、利用者が支払う負担分。障害者総合支援法においては負担能力に応じた負担が原則となっている。なお、施設入所などにおける食費や居住費（滞在費）については、全額利用者負担となっている。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も自治体によって異なる。

令和元年度長井市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画である長井市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、長井市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、長井市地域自立支援協議会委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ長井市地域自立支援協議会の会長及び副会長を充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、会議に必要なに応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(関係課との協議、検討)

第7条 委員会において検討を行うための資料の収集や原案の検討を行うため、必要に応じて関係課と協議、検討を行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉あんしん課、子育て推進課及び健康課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

所 属	役 職	氏 名
厚 生 参 事		小 関 浩 幸
健 康 課	課 長	小 林 克 人
福祉あんしん課	課 長	梅 津 義 徳
子育て推進課	課 長	加 藤 潤 子
福祉あんしん課	補 佐	横 山 ち は る
健 康 課	主 査	安 達 道 代
子育て推進課	主 査	鈴 木 治 子
福祉あんしん課	係 長	小 林 一 美
福祉あんしん課	係 長	鈴 木 博 俊
福祉あんしん課	主 事	左 右 田 和 馬
健 康 課	保 健 師	笹 恵 未

[順不同敬称略]